



VOL.48

トクちゃん新聞

12月号

21年は最終週に新型インフルエンザになりましたが、今年は健康に過ごしたいです！



平成22年12月10日
徳野会計事務所

〒530-0041
大阪市北区天神橋2-3-8
MF南森町ビル3階
TEL:06-6809-2205
FAX:06-6809-2206
URL: <http://www.ft-tax.com/>
mail: info@ft-tax.com

●似顔絵

全員で似顔絵を作ってみました。似ていますでしょうか？
ポーズや服装や小物も選べますし、**修正も可能**です！



●**税務調査** 今年の秋も税務調査が何件かありました。うち、2件は、**繰越欠損がある会社**でした。先日発表された国税庁のデータでは、この1年、**法人税を納めた会社は25.5%**でした。4社に3社は税金を納めていないということになります。税金を納めている会社だけでなく、**納めていない会社も調査をしていかないと**、という流れなのかな、と想像します。
2011年の税制改正項目の中で、「**繰越欠損控除に制限を加える**」なんてことが出てきているのも、当然このあたりから来た発想だと思います。税金を徴収する側からすると、企業も持っている「繰越欠損」が邪魔に思えて仕方ないでしょうね。。**改正情報の今後どうぞご注目**ください。

◆税務情報

15歳以下の扶養控除廃止による増税で給与が減る？

担当: 福田



子ども手当の創設などの財源として15歳以下のいわゆる年少扶養控除が **所得税は来年1月**から、**住民税は再来年6月**から廃止されます。
扶養一人当たりについての年間 税金増額は**所得税が38万円×税率(5%~40%)**と**住民税は33万円×税率(10%)**になります。
15歳以下のお子さんを扶養に入れておられた方は、これにより来年1月給与分からの源泉所得税が増えることになり **結果毎月の手取額も減ること**となります。

わかっていたこととはいえ嫌なものですね。
この廃止は当初子ども手当での財源とはいったものの先日子ども手当が1年間の時限立法に決まり、その後は未定です。
扶養控除はこれからずっとなくなるので、財源とは名ばかりのようです。

ちなみに今回の年少扶養控除廃止は社会保険の扶養(被扶養者)の考え方には影響しません。



◆ PART3 人材育成法

担当: 杉山



最終回はこれまで紹介した以外の永守社長の人材育成法に関して参考になるようなポイントを紹介させていただきます。

- ①**倒産会社社員の講演**
中途採用者の中には、倒産した会社からこられた人が割合多いそうです。永守社長は倒産を経験されていないので倒産会社から来ている人たちの話を聞かせれば何かしらの効果があるのではと考えられたそうです。
ただし、その前に本人たちとディスカッションされたそうですが、そこで感じられた事は倒産会社の社員は揃って「誤解」している。潰れた原因について、自分達には何ら関係が無い。全て経営者、不況のせいだと思込んでいるか、そう思い込んでいる。
少なくとも責任の一端は社員の側にもあると自覚させてから始められたそうです。
- ②**裏方の人間は誉めて使え**
会社にとって裏方の総務、経理の仕事は、仕事内容も変化に乏しい。**担当者**を叱って、怒鳴ってというのはあまり適切でない。
総務、経理という部署は、営業やエンジニアのように大きな功績をあげるチャンスも無いし、仕事の上での喜びも少ない。
彼らに対しては、**たまに誉めることも必要**で、出来るだけ具体例をあげて話し合われるそうです。
- ③**女子社員教育**
流石の永守社長も女子社員の教育については難しいようで、男子社員の数倍難しいそうです。
女子社員を育てるには男子社員の反対で、誉めて誉めて誉めちぎらなければならない。**誉め方も、細やかに、そして平等に、そしてマンツーマンで行うのが秘訣**だそうです。 経営者、幹部社員の方々、是非とも参考にして実行してみてください。
参考図書:①情熱・熱意・執念の経営 ②奇跡の人材育成法(いずれもPHP研究所)

◆税務スケジュール

12月

担当: 岡村

12月10日(金)

- ・11月分 源泉所得税の納付
- ・11月分 住民税の納付(特別徴収)
- ・6~11月分 住民税の納付(納期の特例)

12月27日(月)

- ・固定資産税 第3期分納付(大阪市の場合)
- ※自治体により納期限が異なります。
- 念のために管轄の自治体へご確認ください。

1月4日(火)

- ・10月決算法人 確定申告
- ・4月決算法人 中間(予定)申告
- ・11月分社会保険料



★年末調整資料送付を 11月30日(火)

までに送付していただきますようお願いしております。

まだお手元にある場合は

至急弊社まで送付願います。

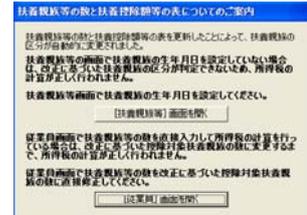


◆ 弥生給与 1月更新時の注意

担当: 岡村

皆様もよくご存知だと思いますが、「こども手当」が新しく出来て、平成23年1月より「扶養控除」の一部がなくなってしまう。

弥生給与11では、扶養親族の情報より自動的に扶養控除の判定を行い、適正な給与計算を行うことができます。また、従来より弥生給与をお使いの場合には、平成23年1月給与入力へ更新するときにメッセージが出ますので、確認のうえ更新作業をお願いします。



◆働くことの意味

担当: 池田

『人はなぜ働くのだろうか。』

生活のために働くというのは、一つの答えであろう。

だが、何もなくても生活していけるなら、人間は働かなくてよいだろうか、働かなくなるのだろうか。

毎日遊んで暮らすのは、確かに気楽に見えるかもしれないが、多くの人間はそのような生き方に耐えられるだろうか。

人間は、社会の中で相互に依存し合って生活している。それぞれが他の人の仕事を必要とし、また自分の仕事によって他の人を支え、人と人との社会的なつながりができている。職業につくことは、そのような社会的なつながりの中に加わることを意味し、職業を持つということは、働くことを通して特定の社会的役割を引き受けることである。社会的な存在である人間は、それぞれが社会的役割を果たすことをしなければ、社会の中での自分の存在意義を確認することが難しくなるだろう。社会において、真に自立していくことも難しくなるに違いない。

職業には責任が伴う。

責任を果たしていくには、時には苦労や忍耐も必要になるが、自己の能力を発揮して責任を果たし、他の人々や集団に対して貢献することができれば、自分自身にとっても大きな喜びとなる。

仕事は、人が生きていく上で、このような充実感を与えてくれる。

これは、金銭的収入を伴う職業についてだけでなく、仕事全般にあてはまることである。

人間が働くのは、たんに生活するためだけでなく、充実した人生を送るためといえるのではないだろうか。』



これは、出版社等は不明ですが中学の教科書に載っていたものを要約したものです。
若い時は気づきませんでしたが、本質的な内容が載っていたのだなあ、と感動いたしました。
仕事、働けることに日々感謝し、社会的役割を果たして参りましょう。

◆スタッフより

担当: 福田

皆様はじめまして

9/11に入社しました福田吾郎と申します。
奈良県出身35歳のA型です。



関西大学の商学部卒業なので徳野先生の後輩になります。
卒業後、カー用品の会社に就職しホイールを販売して

いましたが

一念発起してこの業界に入り6年が経ちました。

新たな気持ちで一所懸命がんばります！

どうぞ宜しくお願いいたします！！

最近コンタクトからメガネにしました。

メガネ デビュー前はちょっと若い？ →

趣味

ウインドーショッピング

キタ・ミナミ・三宮をうろついています。

車のドレスアップ

お金がかかるので現在は休止中ですが、

大きなホイールの収まり具合(ホイールマッティング)が気になります。



◆税務クイズ 譲渡期間の判定

担当: 赤松

以下のような経過で100万円で取得した土地を

平成22年3月に200万円で譲渡しました。

短期譲渡、長期譲渡の判定及び税額はどのようになるでしょうか？

1. 売買契約締結日 平成16年11月17日
2. 引渡しを受けた日 平成17年1月25日
3. 所有権移転登記が完了 平成17年1月30日



ポイントは2点 ①取得日 ②所有期間の判定の日

① 取得日: いつをもって取得日とするか

取得日は原則として、2の資産の引渡しを受けた日となりますが、

1の売買契約締結の日も認められます。

※ただし、契約締結日に存在しない、又は売主が所有していない資産については、その契約締結日を取得日とできませんので、新築分譲マンションなどの取得のために売買契約を締結した場合は注意が必要。

② 所有期間判定の日: 譲渡の年(平成22年)の1月1日

その結果

取得日を2とすると、所有期間が5年以下

→分離課税の短期譲渡→適用される税率: 所得税30%、住民税9%

税金の額は、所得税30万円、住民税9万円

取得日を1とすると、所有期間が5年超

→分離課税の長期譲渡→適用される税率: 所得税15%、住民税5%

税金の額は、所得税15万円、住民税5万円